

第7章

ちば・まち・ビジョンの実現に向けて

都市計画法第18条の2に基づく「都市計画マスタープラン」

都市再生特別措置法第81条の規定に基づく「立地適正化計画」

本章では、前章までのビジョンなどの実現に向けて多様な主体の連携による取組みを進めるために、地域まちづくりの推進の考え方や都市デザインの調整をする仕組みづくりについて示します。また、目指す都市づくり・まちづくりの実現に向けた具体的な取組み内容や評価方法を示します。

第1節 多様な主体との連携によるちば・まち・ビジョンの実現

第2節 実現に向けた取組み

第3節 目標達成に向けた評価指標の設定

7 / 第1節 多様な主体との連携によるちば・まち・ビジョンの実現

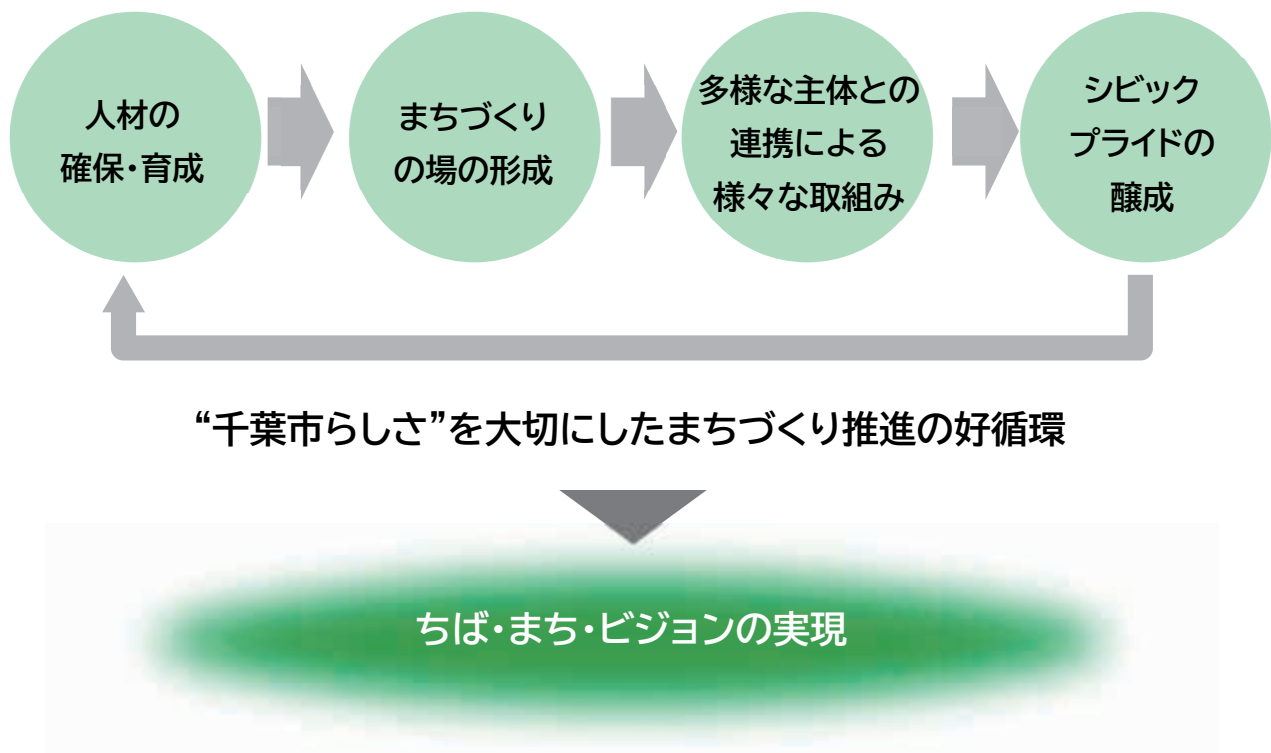
ちば・まち・ビジョンの実現を目指すうえで、適切な役割分担のもと、行政だけでなく、住民・事業者・地権者などが一体となって、小さな取組みであってもできることから取り組むこと、また、そうした小さな取組みを繰り返していくことが大切です。

あわせて、まちづくりに大きな効果・影響を与える官民の事業については、エリアの将来像の実現に資するものとなるよう、総合的かつ戦略的に取り組んでいく必要があります。

1 まちづくりの推進

地域の小さな取組みを継続していくためには、それぞれの地域のまちづくりに関わる人材の確保・育成が重要です。まずは、地域の人々に地域の資源や課題について知ってもらうこと、地域のまちづくりに関心がある人やまちづくりに活かすことができるスキルを持つ人を見つけること、そして、まちづくりに関わる人と人をつなげていくことにより、“人のつながり”を通じて、持続可能なまちづくりの場を形成していく必要があります。

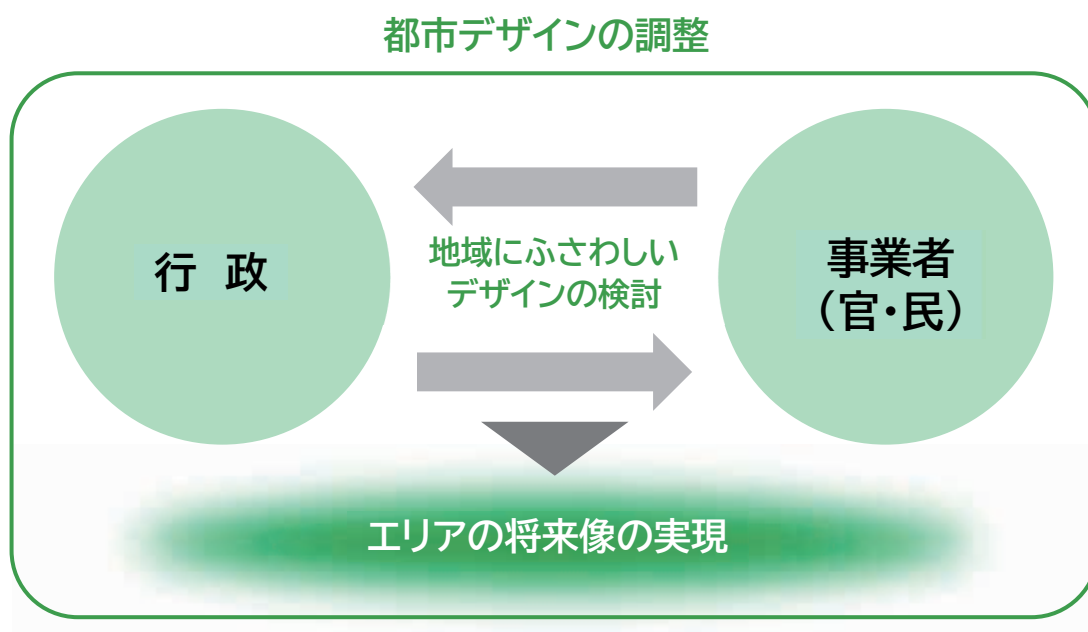
こうしたまちづくりの場や、そこでの関係者との連携・協働の様々な取組みを通じて、地域に対する愛着や誇りなど、“シビックプライド”が醸成されることが期待されます。シビックプライドを持った人材がまちづくりの担い手となり、さらに“千葉市らしさ”を大切にしたまちづくりが推進されるという好循環が生まれ、将来像の実現につながります。



2 都市デザインの調整の推進

公共施設整備や民間都市開発などにあたっては、都市の生い立ちや地域の資源などを読み解き、市民のライフスタイルなどから見た「目指すべき都市の姿」を企画立案し、地域にふさわしいデザインを検討していく必要があります。

このため、まちづくりに大きな効果や影響を与える事業を総合的かつ戦略的に規制・誘導するため、官民を問わず大規模な施設整備について、計画構想の段階から事業者と協議、配慮を求める都市デザインの調整に取り組めます。



7 第2節 実現に向けた取組み

1 ちば・まち・ビジョンの実現に向けた取組みの展開

本市では、第2章で示したちば・まち・ビジョンの目標や将来都市構造の実現、第4章の各分野の方針に沿った都市づくり・まちづくりの推進、及び第5章の居住促進区域への居住や都市機能誘導区域への都市機能の立地の促進など、ちば・まち・ビジョンの実現に向けた取組みを展開していきます。

■取組みの展開イメージ

目標【第2章】	方針【第4章】	実現に向けた取組み【第7章】	SDGsへの貢献
緑と水辺の豊かな都市づくり・まちづくり	緑と水辺の保全・創出、活用に関する方針	水辺に関する取組み 農地等に関する取組み 公園・緑地に関する取組み	
	環境配慮に関する方針	環境配慮に関する取組み	
	土地利用に関する方針	土地利用に関する取組み	
	都市交通ネットワークに関する方針	交通体系の整備に関する取組み 道路に関する取組み 鉄道に関する取組み	
コンパクトで賑わいのある都市づくり・まちづくり	下水道及び河川に関する方針	下水道に関する取組み 河川に関する取組み	
	その他の都市施設に関する方針	ごみ処理施設に関する取組み	
	市街地整備に関する方針	市街地整備に関する取組み	
	住環境の維持に関する方針	住環境に関する取組み	
	都市空間に関する方針	都市空間に関する取組み	
	都市景観に関する方針	都市景観に関する取組み	
	安全・安心な都市づくり・まちづくり	防災都市づくり・まちづくりに関する方針	防災都市づくり・まちづくりに関する取組み 市街地の防災性の向上に関する取組み 土砂災害・浸水対策に関する取組み インフラの整備・耐震化等に関する取組み
身近な安心の確保に関する方針		安心して暮らせる環境整備に関する取組み 地域コミュニティの維持に関する取組み	

緑と水辺の豊かな
都市づくり・まちづくり

緑と水辺の保全・創出、活用
に関する方針

○水辺に関する取組み



事業名	事業概要
河川を活用したまちづくり*①	河川沿川エリアの魅力向上を図るため、都川、花見川、鹿島川を中心に河川沿いの豊かな緑や田園風景などを保全するとともに、水辺空間や地域資源を活用したまちづくりを推進します。
花見川の利活用*①	花見川の魅力を活用したまちづくりを推進するため、花見川利活用のための整備やイベント等の実施により、花見川の河川空間、花島公園周辺における一体的な魅力創出を図りつつ、花見川サイクリングコース等の充実を図ります。
海辺の活性化*①	海辺の活性化を推進するため、稲毛海浜公園検見川地区において、賑わいを創出する施設の導入を検討するとともに、市民と協働でイベントを実施します。また、県立幕張海浜公園への賑わい施設導入やイベント開催など、関係機関等と連携し、幕張の浜の利活用を進めます。
稲毛海浜公園のリニューアル*①	海辺の賑わいを創出するため、民間活力を導入して稲毛海浜公園のリニューアルを進めます。
千葉中央港地区まちづくりの推進	賑わいや憩いのある港づくりのため、「さんばしひろば」にベンチや電気・音響設備等を整備するとともに、イベントの開催や更なるさん橋の活用を推進します。

○農地等に関する取組み



事業名	事業概要
農と住の調和したまちづくりの推進*①③	農と住の調和したまちづくりを推進するため、農地保全にかかる都市計画手法の検討及び生産緑地制度の周知・啓発を行います。
農政センターのリニューアル(コミュニケーションエリアの活用検討及び改修他)*③	千葉市の農業に対する市民の理解醸成を進めるため、農政センターのコミュニケーションエリア(管理棟、多目的ホール、遊歩道、林地等)の活用に係る計画の策定に向け、調査・検討を行います。
いずみグリーンビレッジ3拠点の充実*③	3 拠点を通じて都市部と農村部の交流を促進し、地域の農業振興と活性化を図るため、大学との連携によりいずみ地区をPRするとともに、富田さとにわ耕園の施設整備を行います。
耕作放棄地の発生防止と利用促進*③	耕作放棄地の発生防止と解消を促進するため、耕作放棄地の再生に係る費用を助成するとともに、新たな担い手や法人等への農地の流動化を促進します。
水田を活用した一時貯留(田んぼダム)*③⑥	都川水系における流域治水プロジェクトの一環として、水田に降った雨水を時間をかけて排水することで、排水路の急激な水位上昇を抑える「田んぼダム」の取組みについて、流域治水協議会と連携し、取組みを支援する事業の周知などを行います。【県市共同事業】

*第5章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。

(①:居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策)

緑と水辺の豊かな
都市づくり・まちづくり

緑と水辺の保全・創出、活用
に関する方針

○公園・緑地に関する取組み(1/2)



事業名	事業概要
幕張海浜公園の活性化*①	幕張海浜公園の賑わい創出による更なる活性化を図るため、民間活力の導入による事業を行うとともに、定期的なイベント開催の検討などを行います。
身近な公園のエリアリノベーション*①	多様化するニーズに対応した公園づくりを推進するため、公園再編計画策定や、公園の柔軟な管理運営を行えるよう新たな運営方式の検討を行います。
オオガハスの魅力発信*①	オオガハスを活かしたまちづくりを進めるため、イベントの充実及び情報発信の強化を図るとともに、千葉公園を系統保存管理の拠点とし、市内の展示場所の整備及び栽培管理の人材育成を行います。
緑と花を楽しめるまちづくり*①	都市において、潤いをもたらす「緑」と彩りを与える「花」のまちづくりを進めるため、花に関わる活動団体の支援やコンテスト等を開催するとともに、屋上壁面緑化の取組みを支援します。
みなと公園の再整備*①	バリアフリー化など、公園の機能を増進するため、みなと公園全体の再整備に係る基本的な考え方を整理します。
水(水辺)の特性を活かした公園の魅力向上*①	身近な公園において、居心地のよい緑と水辺の充実を図るため、遊具やトイレ等の施設改修を行います。
身近な公園のリフレッシュ推進*①	公園の安全性や快適性の確保のため、老朽化した施設の更新や出入口等のバリアフリー化を推進します。
公園トイレの快適化*①	公園トイレの快適性の向上のため、便器の洋式化を進めるとともに、老朽化したトイレの建替えや設備等の改修を行います。
身近な公園における新たな滞在環境の創出*①	身近な公園の居心地の良さを高めるため、ベンチ等の休憩施設の改善や広場の芝生化などの取組みをモデル的に進めます。
だれもが遊べる広場づくり*①	インクルーシブなまちづくりを推進するため、モデル公園において、障害の有無などに関わらず、だれもが一緒に遊べる広場を整備します。

*第5章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。
 (①:居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策)

○公園・緑地に関する取組み(2/2)



事業名	事業概要
千葉県蘇我スポーツ公園の充実*①	市民のスポーツやレクリエーション活動の拠点として適切な管理運営を行うため、長寿命化計画を策定するとともに、フクダ電子アリーナの音響施設や運動施設等の改修を行います。
有料公園施設の改修*①	有料公園施設の利用者の安全・安心や快適性の向上を図るため、青葉の森スポーツプラザ等の施設の適切な更新を推進します。
花島公園の魅力向上*①	花島公園の持つ資源を有効に活用した魅力向上のため、老朽化した施設の改修を行うとともに、自然観察会等のイベントを開催します。
泉自然公園の魅力向上*③	泉自然公園の豊かな自然を活かした魅力向上のため、老朽化した施設の改修や自然環境の質の向上に取り組むとともに、民間事業者と連携したイベントを開催します。
身近な公園の整備*①	魅力ある公園づくりを推進するため、市民の日常生活に密着した身近な公園を整備するとともに、市民が主体となって計画から整備・管理まで行う「手づくり公園」の設置を促進します。
都川水の里公園の整備*①	緑と水辺のふれあいの場を創出するため、都川水の里公園の整備を進めます。
動物公園の施設改修*①	安全で快適な公園利用を確保するため、動物公園内の老朽化した施設整備を改修します。
斜面緑地の保全*①	公園・緑地内において、良好な自然環境を有する斜面緑地を維持するため、安全対策工事を行うとともに、適正な樹木管理等による法面の保全を行います。
都市における樹林地の保全と活用*①	都市における樹林を保全・活用するため、特別緑地保全地区内の用地取得や、緑地保全方針の策定に取り組むとともに、保全すべき樹林の更新など質の向上に資する事業を行います。
昭和の森の魅力向上*①	昭和の森の魅力を向上し、公園の価値とポテンシャルを高めるため、老朽化した施設の更新や新たな花の名所づくり、森林の再生を進めます。
地域森林の保全管理を行う組織への支援*③	集落周辺の森林を適切に保全管理するため、新たに保全管理活動に取り組む組織に対し、活動に係る費用を助成します。

*第5章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。

(①:居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策)

○環境配慮に関する取組み(1/3)



事業名	事業概要
公用車への電動車導入の推進	脱炭素化に向けた市の率直的な取組みとして、公用車への EV 等の導入を推進するとともに、充電設備を整備します。
市有施設における電力のCO2フリー化	市有施設で使用する電力に再生エネルギーを活用するため、市有施設をはじめとした電力調達方法に係る調査等を行い、電力の再生可能エネルギーの活用を推進します。
都市型再生可能エネルギーの導入*②	市域内での再生可能エネルギー創出を推進するため、市有施設の建物壁面への太陽光発電設備及びカーポート充電設備の設置に向けた実証実験を行います。
エコ・モビリティの推進*①	低炭素型の交通システムを構築するため、EV等の電動車購入や充電設備の設置に係る費用を助成し、普及を促進します。
住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化の推進*①	住宅・建物からの CO2 排出削減や省エネルギー化を推進するため、ZEH等の助成件数を拡充するとともに、ZEB を導入する事業者への融資制度を導入します。
市内事業者の脱炭素化支援・エコパートナーの推進	市内事業者の企業活動における自主的な取組みを促進するため、脱炭素経営に向けた支援を行うとともに、事業者との連携を推進します。
カーボンニュートラルちば理解促進	市民をはじめとした多様な主体と連携し、市全体で脱炭素化に取り組む社会を実現するため、千葉市地球温暖化対策実行計画を周知するとともに、様々な主体の意識醸成・行動変容を促します。
CO2 排出量可視化による脱炭素型ライフスタイルへの転換	多様な主体の脱炭素化への意識醸成・行動変容を促すため、新庁舎における ZEB 化の効果やカーボンフットプリントの周知など CO2 排出量の可視化に努めます。
環境教育の推進	誰もが自分ごととして環境問題を正しく理解し、解決に向けて協力して取り組む社会を実現するため、環境教育を推進します。
ユース脱炭素参画プロジェクトの実施	次世代を担う若者の脱炭素化に係る意識醸成を図るため、植樹体験やプログラミング等のコンテストを実施します。
脱炭素化推進に向けた谷津田の森林整備の推進	CO2 の吸収源対策としても谷津田の自然を活用するため、谷津田内の樹木の更新や県産材などを使用した施設整備を行います。

*第5章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。
 (①):居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策)

○環境配慮に関する取組み(2/3)



事業名	事業概要
イベントを活用した域内エネルギー循環の創出	地域の脱炭素化を推進するため、イベントを活用した割りばしの再資源化により資源循環に係る意識醸成を図ります。
電動ごみ収集車の導入	ごみの収集運搬における脱炭素化を進めるため、EV等の環境にやさしいごみ収集車の導入を推進します。
下水道の資源・エネルギー利用の推進	下水道処理施設の温室効果ガス排出量を削減するため、下水汚泥固形燃料化施設の整備及び再生可能エネルギーの活用を行います。
動物公園の環境負荷低減の推進	動物公園の環境負荷低減のため、飼育動物の糞尿や残餌を分解処理する消滅型有機物処理モデルを設置し検証するとともに、剪定枝等を粉碎した木質チップを燃料としたバイオマス熱ボイラーを導入します。
生物多様性の理解促進と普及啓発	生物多様性に富んだ生態系を保全するための環境学習の機会を創出するとともに、市民への意識啓発を図ります。
谷津田の保全と活用の推進	自然豊かな谷津田を保全するため、谷津田の保全区域を拡大するとともに、保全団体等を確保し、谷津田の魅力発信等により活用を進めます。
上水道配水管布設等の促進	地下水汚染が確認された井戸を飲用として使用する市民に安全な飲料水を確保するため、上水道布設や浄水器の設置に対する費用を助成します。
大気保全対策の推進	空気のきれいさを確保するため、大気汚染物質を常時モニタリングするとともに、法令等に基づく工場・事業場への規制・指導や自動車の排出ガス対策を実施します。
水質保全対策の推進	川・海・池のきれいさを確保するため、公共用水域における水質を常時モニタリングするとともに、法令等に基づく工場・事業場への規制・指導を実施します。
航空機騒音問題への対応	騒音等を低減し静けさや心地よさを確保するため、航空機騒音の状況を常時モニタリングし、市民向けの情報提供を速やかに行うとともに、国に改善を要請します。
動物公園リスタート構想の推進*①	市民に身近な動物園としての存在価値を高め、都市の活性化に繋げる集客観光施設としての再生を図るため、老朽化した動物科学館の展示改修を行うとともに、新たに湿原ゾーンの整備を推進します。

*第5章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。
 (①:居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策)

○環境配慮に関する取組み(3/3)



事業名	事業概要
ごみの発生抑制・再資源化の推進	ごみの発生抑制・再資源化を推進するため、家庭用生ごみ減量処理機の購入費助成件数を増やすとともに、食品ロス、プラスチックごみの削減に資する市民の行動を促進します。
3R教育・学習の推進	循環型社会の構築に向け、3Rのうち発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)を優先するごみ減量の意識づけを促すため、未就学児、児童や学生等を対象とした啓発活動を行います。
廃棄物処理施設の整備推進*①	将来にわたり安定したごみ処理体制を構築するため、清掃工場、リサイクル施設、最終処分場等の整備を推進します。
監視カメラによる不法投棄対策	不法投棄多発地区での不法投棄防止及び行為者を特定し、早期是正を図るため、監視カメラを設置します。
マイクロプラスチック実態調査の実施	市民に対してマイクロプラスチックの現状と問題点を発信し、市民のプラスチックごみ削減に向けた行動変容を促すため、マイクロプラスチック実態調査を実施します。
モノレール施設の脱炭素化及びグリーンインフラの推進*①	モノレールの脱炭素化を実現するため、回生電力を有効活用できる新型車両の導入支援等を実施します。

*第5章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。
 (①:居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策)

コンパクトで賑わいのある
都市づくり・まちづくり

土地利用に関する方針

○土地利用に関する取組み



事業名	事業概要
適切な土地利用を誘導するための基礎調査 *①②④	社会情勢の変化に応じた適切な土地利用の規制・誘導を図るため、土地利用の現状や動向などを把握する基礎的調査を実施します。
創業支援*②	地域経済活動の新たな担い手を創出するため、各関係機関と連携した創業支援ネットワークを構築し、多様な創業形態や事業ステージに応じた各種支援策を提供します。
企業立地の促進*②	税源の涵養と雇用の創出、地域経済の活性化による都市活力の維持・向上を図るため、市外企業の新規立地及び市内企業による追加投資を促進します。
【再掲】農と住の調和したまちづくりの推進 *①③	農と住の調和したまちづくりを推進するため、農地保全にかかる都市計画手法の検討及び生産緑地制度の周知・啓発を行います。
【再掲】斜面緑地の保全 *①	公園・緑地内において、良好な自然環境を有する斜面緑地を維持するため、安全対策工事を行うとともに、適正な樹木管理等による法面の保全を行います。
【再掲】都市における樹林地の保全と活用*①	都市における樹林を保全・活用するため、特別緑地保全地区内の用地取得や、緑地保全方針の策定に取り組むとともに、保全すべき樹林の更新など質の向上に資する事業を行います。

*第5章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。
(①:居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策)

○交通体系の整備に関する取組み



事業名	事業概要
支え合い交通の実現 *③⑤	既存の公共交通ネットワークではカバーすることが困難な地域等において、持続可能な交通ネットワークを構築するため、グリーンスローモビリティ等の支え合い交通の導入に向けた社会実験を実施します。
モビリティ・マネジメントの推進*⑤	公共交通に対する市民の理解を深め、利用促進するため、学校教育でモビリティ・マネジメントのカリキュラムを取り入れるとともに、モノレール沿線での普及啓発イベントを実施します。
時代の要請に応じた公共交通の展開*⑤	公共交通利用者の需要変化を踏まえた利便性の向上を図るため、駅舎等の余剰空間を活用した環境整備の検討などを行います。
公共交通のシームレス化の推進*⑤	公共交通の利便性を高めることで利用を促進するため、交通事業者等関係者との更なる連携強化を図ります。
自転車を活用したまちづくりの推進*⑤	環境にやさしく健康にも良い自転車を楽しく安全に、自発的に利用する千葉県らしい生活スタイル「ちばチャリストایل」を実現するため、自転車を活用したまちづくりを総合的に推進します。
MaaS導入に向けた交通事業者への支援*⑤	MaaS導入に向けた基盤を構築するため、交通情報のオープンデータ化や、キャッシュレス化に向けた支援を行うとともに、非常時の情報連携システムの構築を検討します。
先端技術を活用したモビリティサービスの実現*⑤	都市の回遊性向上による賑わい創出のため、新たなモビリティサービスの実装を支援します。
港湾・物流機能の強化の促進*⑤	港湾・物流機能の強化を促進するため、港湾施設の整備、改修等に要する費用を負担します。

*第5章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。
 (①:居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策)

コンパクトで賑わいのある
都市づくり・まちづくり

都市交通ネットワークに関する
方針

○道路に関する取組み



事業名	事業概要
都市施設の見直し *⑤	社会状況の変化に対応し、有効な都市施設を整備するため、長期にわたって未整備となっている都市施設の見直しを検討します。
広域ネットワークを構築する道路整備*⑤	近隣都市との連携強化及び物流・観光など社会・経済活動を支えるため、広域ネットワークの道路を整備します。
市内ネットワークを構築する道路整備*⑤	市内拠点間を連絡し、市民生活の利便性向上や物流の効率化を図るため、市内ネットワークの道路を整備します。
交差点の改良*⑤	交通事故の減少及び渋滞の緩和を図るため、交通の整流化を図る交差点改良を実施します。

○鉄道等に関する取組み



事業名	事業概要
モノレール施設の設備更新*⑤	モノレールの安全な運行及び利便性の向上のため、施設の設備更新を計画的に進めるとともに、適切に資産管理していくため、資産等管理システムを構築します。
広域間輸送ネットワークの形成*⑤	千葉市と他主要都市や空港等を結ぶ広域間の公共交通ネットワークを形成するため、京葉線とりんかい線の相互直通運転化を促進します。

*第5章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。
(①:居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策)

○下水道に関する取組み



事業名	事業概要
下水道ストックマネジメントの推進*①	良好な生活環境を守り、持続的に下水道が使用できるようにするため、下水道施設の適切な維持管理及び計画的な改築を行います。
下水道施設の再構築*①	下水道施設の適正な機能を確保するため、中央処理区ポンプ場、中央浄化センター及び印旛処理区ポンプ場における水処理施設の再構築に向けた改築・移設等を行います。
下水道施設の耐震化	大規模地震発生時においても、下水道の流下機能や処理機能を確保するため、管渠及び処理場・ポンプ場の耐震化を推進します。
排水施設の改築*①	持続的に排水施設を使用できるようにするため、老朽化した一般排水施設等の調査・点検及び計画的な補修・改築工事を行います。
農業集落排水施設の再編整備*③	農村の生活環境を保全するため、農業集落排水の処理場を統合し公共下水道へ接続するとともに、施設等の修繕・更新を行います。

*第5章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。

(①:居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策)

コンパクトで賑わいのある
都市づくり・まちづくり

下水道及び河川に関する方針

○河川に関する取組み



事業名	事業概要
流域治水の推進*⑥	近年の大雨などの影響により頻発化する浸水被害を軽減するため、雨水管や排水路の流末となる河川の改修等を実施します。
高潮堤防の嵩上げ*⑥	都川水系における流域治水プロジェクトの一環として、高潮による浸水被害を防止するための堤防の嵩上げを行います。【実施主体:千葉県】
葭川排水機場の老朽化対策*⑥	都川水系における流域治水プロジェクトの一環として、中長期的な計画(長寿命化計画)に基づき、葭川排水機場の機器の点検・整備・更新などを実施し、老朽化した施設の延命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減していきます。【実施主体:千葉県】
危機管理型水位計、河川監視カメラ*⑥	都川水系における流域治水プロジェクトの一環として、河川の水位が上昇した際に水位情報を提供する危機管理型水位計の設置や河川監視カメラの設置に取り組めます。【県市共同事業】
【再掲】河川を活用したまちづくり*①	河川沿川エリアの魅力向上を図るため、都川、花見川、鹿島川を中心に河川沿いの豊かな緑や田園風景などを保全するとともに、水辺空間や地域資源を活用したまちづくりを推進します。
【再掲】花見川の利活用*①	花見川の魅力を活用したまちづくりを推進するため、花見川利活用のための整備やイベント等の実施により、花見川の河川空間、花島公園周辺における一体的な魅力創出を図りつつ、花見川サイクリングコース等の充実を図ります。
花見川団地を拠点とした地域生活圏の活性化の推進*①	高齢化した花見川団地を拠点とした地域生活圏の活性化を推進するため、UR都市機構等と連携し、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、花見川団地商店街の活性化、花見川・花島公園などの地域資源の活用、大学との連携等に取り組めます。

*第5章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。
 (①:居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策)

コンパクトで賑わいのある
都市づくり・まちづくりその他の都市施設に
関する方針

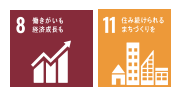
○ごみ処理施設に関する取組み



事業名	事業概要
【再掲】廃棄物処理施設の整備推進*①	将来にわたり安定したごみ処理体制を構築するため、清掃工場、リサイクル施設、最終処分場等の整備を推進します。

*第5章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。
 (①:居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策)

○市街地整備に関する取組み



事業名	事業概要
寒川第一土地区画整理 *①	良好な居住環境の形成を図るため、建物移転や道路・下水道施設等の公共施設の整備を進めます。
検見川・稲毛土地区画整理*①	良好な居住環境の形成を図るため、建物移転や道路・下水道施設等の公共施設の整備を進めます。
東幕張土地区画整理 *①②	JR 幕張駅利用者の利便性向上や、地域全体の活性化及び良好な住環境の形成を図るため、建物移転や、道路・下水道施設等の公共施設の整備を進めます。
土地区画整理事業未施行地区の見直し	社会情勢や周辺状況等の変化に対応するため、長期にわたり事業化されていない土地区画整理事業の未施行地区について、各地区の実情に合わせた整備手法の検討を進めます。
千葉駅東エリア(西銀座周辺)の再開発*②	千葉駅から中心市街地に賑わいを誘引するため、千葉駅東エリア(西銀座周辺)における再開発を促進します。
千葉駅東口西銀座B地区優良建築物等整備事業*②	県都の玄関口に相応しい賑わいの創出や公共公益的空間を確保するため、優良建築物等整備事業を活用し、公共貢献に応じた支援を行うことにより、千葉駅周辺の活性化グランドデザインに沿う民間建築物の建替更新を誘導します。
JR 稲毛駅東口駅前地区のまちづくり*②	JR 稲毛駅東口の生活及び公共交通の利便性の向上に向けた都市基盤の整備を図るため、市街地再開発により個別建物の集約化を図るとともに、駅前広場と駅周辺の一体的な整備を推進します。
JR 蘇我駅東口駅前地区のまちづくり*②	蘇我副都心の交通結節点としての機能を高めるため、市街地再開発による蘇我駅東口駅前広場を含めた周辺の一体的な再編を進めます。

*第5章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。
(①:居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策)

コンパクトで賑わいのある
都市づくり・まちづくり

住環境の維持に関する方針

○住環境の維持に関する取組み



事業名	事業概要
人口減少抑制に向けた取組みの推進*①	地域活性化を進めるため、転入促進に係るPR動画の制作等、人口減少抑制に向けた取組みを推進します。
若葉住宅地区における住宅整備促進*①	住宅・商業をはじめとした複合機能を備えた賑わい溢れる街を実現するため、若葉住宅地区における住宅や周辺環境の整備を促進します。
若年世帯の流入による住宅団地の活性化*①	高経年住宅団地の活性化を図るため、新婚、子育て世帯等が高経年住宅団地に転居する際の費用や、団地活性化に資する施設の整備を支援します。
【再掲】花見川団地を拠点とした地域生活圏の活性化の推進*①	高経年化した花見川団地を拠点とした地域生活圏の活性化を推進するため、UR都市機構等と連携し、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、花見川団地商店街の活性化、花見川・花島公園などの地域資源の活用、大学との連携等に取り組みます。
市営住宅の改善*①	市営住宅の長寿命化、バリアフリー化及び脱炭素化を推進するため、「市営住宅長寿命化・再整備計画」に基づき、改善等を行います。
市営住宅の再整備*①	市営住宅の居住環境及び周辺住環境の向上を図るため、「市営住宅長寿命化・再整備計画」に基づき、老朽化した市営住宅の除却等を行います。
千葉中央コミュニティセンターの再整備*①②	千葉中央コミュニティセンターの老朽化を解消し活性化を図るため、千葉中央コミュニティセンターを再整備します。
狭あい道路の拡幅*⑥	災害時等における安全性及び良好な住環境の形成を図るため、後退用地等を寄付していただいた場合に、門塀の撤去等に要する費用を助成するとともに、後退用地等に係る道路を整備します。
私道の整備助成	道路利用者の安全と生活環境の向上を図るため、私道の舗装や排水施設の整備に係る費用を助成します。
下水道未普及地域の解消(污水管渠の整備)*⑤	衛生的で快適な生活環境の実現と、海や河川等の水質保全を図るため、下水道の未普及地区の污水管渠の整備を行います。
公共施設の計画的保全*②	利用者の安全と利便性を確保し、建物の長寿命化を図るため、公共施設の改修を行います。

*第5章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。
 (①):居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策)

コンパクトで賑わいのある
都市づくり・まちづくり

都市空間に関する方針

○都市空間に関する取組み



事業名	事業概要
幕張新都心まちづくり連携促進*①②	幕張新都心で活動する多様な関係者が連携・協働してまちづくりを進めるため、エリアマネジメント組織を組成・育成するとともに、まちづくりに関する機運を醸成します。
中央公園・通町公園の連結強化*②	歴史的資産を活かした「千葉らしさ」を感じるまちづくりのため、中央公園、通町公園、千葉神社を一体的に捉え、賑わいと回遊性を高める空間の整備を進めます。
千葉駅周辺における官民連携まちづくり(ウォーカブル推進)*②④	千葉駅周辺において、多様な魅力あるまちづくりを実現させるため、道路や公園等の公共空間や民地などのオープンスペースを一体的に活用し、多様な人が多様な使い方のできる「居心地の良い空間づくり」を推進します。
千葉駅周辺における官民連携まちづくり(リノベーションまちづくり)*②④	千葉駅周辺において、エリアの価値向上や複合的な地域課題の解決を図るため、官民が連携し、遊休不動産等の既存資源を活用した事業創造やまちづくり人材の育成等を推進します。
千葉公園の再整備*①	千葉公園の魅力向上及び周辺地域の活性化を図るため、再整備を進めます。
空き家・空き地対策の推進*①④	空き家、空き地が有効に活用され、安全で安心な住環境を整えるため、空き家の発生予防や有効活用に関する情報提供を行うとともに、管理不全の空き家・空き地に対する所有者等への指導等を実施します。
文化芸術と連携したまちづくりの推進	文化芸術と連携したまちづくりを推進するため、まちの活性化にも寄与する文化芸術事業を実施します。
特別史跡加曽利貝塚の魅力向上(史跡の整備)*③	来訪者の安全性及び利便性の向上を図るため、特別史跡加曽利貝塚の史跡の整備を進めます。
特別史跡加曽利貝塚の魅力向上(集客力の向上)*③	特別史跡加曽利貝塚の魅力と集客力の向上を図るため、いつでも縄文体験を楽しめる環境を整え、幅広い年代が気軽に楽しめるイベントを開催します。また、発掘100年を記念し、令和6年度(2024年度)にシンポジウムを開催します。
特別史跡加曽利貝塚新博物館の整備*③	縄文文化の研究とその成果を市民等に発信する拠点とするため、史跡のガイダンス機能等を備えた新たな博物館の整備を進めます。

*第5章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。
 (①):居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策)

コンパクトで賑わいのある
都市づくり・まちづくり

都市景観に関する方針

○都市景観に関する取組み



事業名	事業概要
良好な都市景観の形成 *①	良好な景観資源を保全・活用していくため、建築物等の新築等の行為に係る景観形成基準を定め、景観形成の指導・誘導を行うとともに、景観形成に関する市民の意識向上を推進します。
街路樹植栽環境の適正化	良好な街並みの景観形成を図るため、大径木化、老木化した街路樹の植栽環境の適正化を進めます。

*第5章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。
(①:居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策)



○防災都市づくり・まちづくりに関する取組み(1/2)

事業名	事業概要
地震被害想定調査の見直し(防災アセスメント調査)	地域の実情に応じた地震防災・減災対策の基礎資料とするため、最新の知見等に基づき地震被害想定調査を行います。
災害情報の発信強化 *⑥	災害発生時における緊急情報を迅速かつ的確に市民に伝えるため、多様な緊急情報の伝達手段を確保します。
避難先の確保*⑥	被災者の状況に応じた避難生活環境に対応するため、分散避難先の確保を進めます。
避難所の環境整備*⑥	災害時における避難所の生活環境向上のため、マンホールトイレ及び蓄電池を整備します。
防災備蓄倉庫の整備及び更新*⑥	備蓄品を適正な状態に保つため、防災備蓄倉庫を整備するとともに、老朽化した倉庫を更新します。
救助実施市の指定	大規模災害発生時における円滑かつ迅速な復旧・復興を行う体制を整備するため、救助実施市の指定を目指します。
市街地復興の事前準備の推進	災害が発生した際、早期に復興まちづくりに着手するため、復興体制や復興手順等を明記した市街地事前復興計画を策定します。
地籍調査の推進	被災後における道路や市民の財産を保全し、迅速なインフラ復旧を実現するため、地籍調査を推進します。
道路管理システムの高度化	適正に道路を管理するとともに、市民や事業者にとって利便性の高い情報提供を実現するため、道路情報のデータ化及び一元化を図ります。
道路防災力の充実強化	災害時緊急輸送道路等の啓開において燃料不足による作業の停滞を防ぎ、円滑な活動を可能とするため、各土木事務所への燃料備蓄庫の設置及び緊急輸送道路の沿線民有地の樹木伐採費用を助成します。
消防教育訓練環境の整備	消防職団員の教育訓練環境を充実させるため、老朽化した訓練施設を改修するとともに、訓練資機材を更新します。
泡消火薬剤の整備	高い消火性能を保有し、環境へ配慮した消火剤を導入するため、消防車両に積載する泡消火薬剤を更新します。

*第5章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。
(①:居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策)

○防災都市づくり・まちづくりに関する取組み(2/2)



事業名	事業概要
先端技術を用いた災害時の情報共有強化*⑥	大規模災害時に迅速に対応し、被害を最小限にするため、防災用タブレット端末に、映像伝送により情報共有を行うアプリケーションを導入します。
避難行動要支援者の支援体制強化*⑥	災害発生時における高齢者や障害者等の避難行動要支援者の安全を確保するため、一人ひとりの状況に応じた個別避難計画の作成を進めます。
防災備蓄品の更新体制構築*⑥	避難所における防災備蓄品を適正な状態に保つため、適切かつ効率的な更新体制を構築します。
稲毛地区地域防災力の推進*⑥	地域における防災力の向上のため、区民や地域防災組織を対象とした講習会・研修会を開催します。
緑区災害対応合同訓練*⑥	地域における防災力の向上のため、地域住民・防災関係機関と連携した訓練を実施します。

○市街地の防災性の向上に関する取組み



事業名	事業概要
【再掲】寒川第一土地区画整理*①	良好な居住環境の形成を図るため、建物移転や道路・下水道施設等の公共施設の整備を進めます。
【再掲】検見川・稲毛土地区画整理*①	良好な居住環境の形成を図るため、建物移転や道路・下水道施設等の公共施設の整備を進めます。
【再掲】東幕張土地区画整理*①②	JR 幕張駅利用者の利便性向上や、地域全体の活性化及び良好な住環境の形成を図るため、建物移転や、道路・下水道施設等の公共施設の整備を進めます。
【再掲】身近な公園の整備*①	魅力ある公園づくりを推進するため、市民の日常生活に密着した身近な公園を整備するとともに、市民が主体となって計画から整備・管理まで行う「手づくり公園」の設置を促進します。
雨水貯留浸透施設等の設置促進*⑥	雨水の流出を抑え浸水被害の軽減を図るため、市民による雨水貯留浸透施設や防水板の設置に係る費用を助成します。

*第5章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。
 (①:居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策)

○土砂災害・浸水対策に関する取組み(1/2)

事業名	事業概要
土砂災害の予防*⑥	土砂災害に対する被害を最小限に抑えるため、土砂災害(特別)警戒区域等の周辺住民に防災情報を周知します。
山地災害の予防*⑥	災害による被害の発生を未然に防止するため、山地災害の発生するおそれがある箇所(山地災害危険地区)を調査し(県)、周辺住民に防災情報を周知(市)します。【県市共同事業】
危険盛土による災害防止*⑥	危険な盛土による土砂災害から市民の生命や財産を守るため、基礎調査を実施し規制区域を設定することで、危険な盛土を規制します。
大規模盛土造成地における滑動崩落対策*⑥	大地震などに備え、変動予測調査を行い、大規模盛土造成地の中でも危険な箇所を把握することで、速やかな対策につなげられるよう、災害に強い都市づくりを推進します。
急傾斜地崩壊対策の推進*⑥	市民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所の崩壊防止工事を行います。
危険ながけ地付近からの移転助成*⑥	危険ながけ地付近からの住宅の移転を促進するため、危険住宅の撤去及び移転先住宅の取得に係る費用を助成します。
【再掲】流域治水の推進*⑥	近年の大雨などの影響により頻発化する浸水被害を軽減するため、雨水管や排水路の流末となる河川の改修等を実施します。
【再掲】高潮堤防の嵩上げ*⑥	都川水系における流域治水プロジェクトの一環として、高潮による浸水被害を防止するための堤防の嵩上げを行います。【実施主体:千葉県】
千葉港海岸高潮対策事業・海岸メンテナンス事業*⑥	高潮、津波、波浪から市民の生命や財産を守るため、海岸保全施設の整備(胸壁の補強、かさ上げ等)を進めるとともに、老朽化による機能低下が著しい海岸保全施設(排水機場のポンプ設備等)のメンテナンスに取り組みます。【実施主体:千葉県】
【再掲】雨水貯留浸透施設等の設置促進*⑥	雨水の流出を抑え浸水被害の軽減を図るため、市民による雨水貯留浸透施設や防水板の設置に係る費用を助成します。
浸水対策の推進*⑥	近年の局地的な大雨などに対して浸水被害を軽減するため、地域の状況に応じた効率的な雨水・排水施設の整備を推進します。
【再掲】葭川排水機場の老朽化対策*⑥	都川水系における流域治水プロジェクトの一環として、中長期的な計画(長寿命化計画)に基づき、葭川排水機場の機器の点検・整備・更新などを実施し、老朽化した施設の延命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減していきます。【実施主体:千葉県】
【再掲】水田を活用した一時貯留(田んぼダム)*③⑥	都川水系における流域治水プロジェクトの一環として、水田に降った雨水を時間をかけて排水することで、排水路の急激な水位上昇を抑える「田んぼダム」の取組みについて、流域治水協議会と連携し、取組みを支援する事業の周知などを行います。【県市共同事業】

*第5章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。
(①:居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策)



○土砂災害・浸水対策に関する取組み(2/2)

事業名	事業概要
屋根耐風診断・耐風改修助成事業	台風等による住宅の安全性向上を図るため、既存住宅の瓦屋根の耐風診断及び耐風改修に係る費用を助成します。
大規模土砂風水害・震災を見据えた消防力の強化	大規模災害の被害を最小限にするため、消防隊への新たな資機材の導入や防災設備を増設します。
【再掲】危機管理型水位計、河川監視カメラ設置 *⑥	都川水系における流域治水プロジェクトの一環として、河川の水位が上昇した際に水位情報を提供する危機管理型水位計の設置や河川監視カメラの設置に取り組みます。【県市共同事業】



○インフラの整備・耐震化等に関する取組み

事業名	事業概要
緊急輸送道路沿道建築物の耐震助成	地震発生時における緊急輸送道路の通行を確保するため、沿道建築物の耐震診断や改修費用を助成します。
耐震診断・耐震改修の促進	地震発生時における住宅の安全性向上を図るため、木造住宅や分譲マンションの耐震診断及び耐震改修に係る費用を助成します。
道路施設の長寿命化 *⑤	道路利用者の安全・安心を確保するため、個別施設計画に基づき、道路施設の計画的な点検・補修を行います。
舗装・側溝の新設・改良 *⑤	道路を安全で快適に通行するため、舗装・側溝を新設及び改良します。
無電柱化の推進 *②⑤	災害に強いまちづくりを推進するため、緊急輸送道路等における電線類の地中化を推進します。
橋梁の耐震化・架替*⑤	震災時の救命活動や物資輸送のための交通路を確保するため、橋梁の耐震補強を行うとともに、老朽化した橋を架け替えます。
【再掲】下水道施設の耐震化*⑤	大規模地震発生時においても、下水道の流下機能や処理機能を確保するため、管渠及び処理場・ポンプ場の耐震化を推進します。
水道管路の耐震化	地震発生時の安定給水を確保するため、水道管路の耐震化を進めます。

*第5章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。
(①:居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策)

○安心して暮らせる環境整備に関する取組み (1/2)



事業名	事業概要
防犯対策の強化	地域の安全を確保するため、町内自治会等が設置する防犯カメラへの助成を行うとともに、JR 主要駅周辺等に防犯カメラを設置します。
市民主体の防犯活動促進	地域の防犯力向上のため、防犯パトロール隊が継続的に活動できるよう、必要な物品を配布します。
地域安全に関する講座等の実施	地域安全に関する市民意識の醸成のため、安全・安心メールを配信するとともに、町内自治会を対象とした、地域安全マップの普及啓発講座等を実施します。
交通安全に関する普及啓発	交通事故を防止するため、先端技術を活用した啓発等を行います。
保育園外活動時の安全対策	保育園等に入所している園児の園外活動時の安全対策のため、キッズゾーン整備(路面標示)や、キッズガード(保育支援者)配置費用の助成を行います。
交通安全施設の充実 *⑤	道路利用者の安全性・快適性の向上及び交通の円滑化を図るため、通学路の路肩カラー化、防護柵等の設置などの交通安全対策を行います。
歩道の整備*⑤	歩行者の安全性を確保するため、歩きやすい歩道を整備します。
踏切道の改良	踏切道における歩行者等の安全性を確保するため、踏切道の改良を実施します。
バス停車帯の整備	バスの停車による交通阻害を解消するため、バス停車帯を整備します。
新病院の整備	市の西部地域において胎児から高齢者まで切れ目のない総合的な医療を提供するため、現海浜病院の機能を基盤とした新病院を整備します。

*第5章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。
(①:居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策)

○安心して暮らせる環境整備に関する取組み (2/2)



事業名	事業概要
生涯現役応援センターの充実	高齢者の就労や地域活動など多様な社会参加ニーズに対応するため、情報提供・相談・紹介などを行うとともに、高齢者に適した就労・ボランティア等の活動先を新たに開拓します。
あんしんケアセンターの機能強化*②	地域における高齢者やその家族への相談支援体制の充実を図るため、地域包括ケアシステムの中心的役割を担う、あんしんケアセンターの体制を強化します。
高齢者の身近な移動手段の確保	エレベーターのない団地やアパートに居住する高齢者などの外出を支援するため、訪問介護事業者などの階段昇降機の導入及び維持管理に係る費用を助成します。
(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の整備*①	介護の必要な高齢者が住み慣れた地域で安定した生活を営むことができるようにするため、(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の整備に助成します。
特別養護老人ホームの整備	介護が必要な高齢者の増加に対応するため、特別養護老人ホームの整備に助成します。
養護・軽費老人ホーム大規模修繕への助成	利用者の利便性低下を防ぐため、老朽化した養護・軽費老人ホームの施設修繕に助成します。
保育施設の建替え・改修	良好な保育環境を確保するため、老朽化した施設の建替え、大規模改修を行います。
子ども基本条例の制定*①	子どもが健やかに成長できるまちにするため、市の責務や保護者や地域住民等の努力などのほか、子どもの権利をはじめとする子ども施策の基本となる事項を規定することも基本条例を制定します。
子ども家庭総合支援拠点の整備	子どもとその家庭、妊産婦等に対する支援の充実を図るため、各区に子ども家庭総合支援拠点を整備します。
バリアフリー化の推進及び促進	高齢者、障害者等の移動の円滑化を図るため、鉄道事業者等が行うバリアフリー整備に対する助成やバス事業者のノンステップバス導入を促進します。
歩道の改良*⑤	歩道を利用するすべての人が安全で快適に通行するため、歩道のバリアフリー化を行います。
生活道路の整備	生活道路の安全性・利便性の向上を図るため、狭あいな生活道路を安全で通行しやすい道路環境に改善します。
ニーズに応じた保育の受け皿の確保*①	潜在的な保育需要に対応し、将来にわたって待機児童ゼロを達成するため、子ども・子育て支援事業計画等に基づき、認定子ども園への移行支援等による保育の受け皿を確保します。

*第5章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。

(①):居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策)

安全・安心な
都市づくり・まちづくり

身近な安心の確保に関する
方針

○地域コミュニティの維持に関する取組み

(1/2)



事業名	事業概要
公民共創の推進	市民サービスの向上や行政課題を解決するため、民間提案制度の積極的な活用を促進し、民間事業者のノウハウ等を活かした取組みを実施します。
市民参加による政策形成	市民の知見を活かしたまちづくりを推進するため、市民が研究員となり政策提言を取りまとめ、その実現に向け自ら参画していく、市民シンクタンクを運営します。
多様な主体の連携による市民主体のまちづくり推進	住民同士の助け合い・支え合いにより地域の課題を解決し、地域運営を持続可能なものとするため、地域担当職員の配置の見直しにより地域との連携強化を図ることで、地域の実情に合った支援を行うとともに、交流会を開催し、地域で活動する団体間の連携や交流を促進します。
町内自治会のデジタル化推進	地域活動の活性化・効率化や若年層などの参画を促すため、町内自治会活動のデジタル化を支援します。
ボランティアに関する情報ネットワークの充実	ボランティア文化の継承・発展を図り、市民自治の基盤を強化するため、ボランティアに関する情報ネットワークを充実します。
地域運営委員会の設置促進及び活動支援	住民同士の助け合い・支え合いにより地域の課題を解決し、地域運営を持続可能なものとするため、地域運営委員会の設立を促進するとともに、活動を支援します。
集会所建設等費用の助成	町内自治会活動等の振興を図るため、地域活動の拠点となる町内自治会集会所の建設・修繕等に対し助成します。
区役所を中心とした地域支援プラットフォームの構築	住民同士の助け合い・支え合いにより地域の課題を解決し、地域運営を持続可能なものとするため、区役所が主体となって地域活動の支援を行う「地域支援プラットフォーム」の構築に向けた取組みを進めます。
市民との対話の充実	市政に対する市民等の意見を聴取し、施策に反映していくため、市長と語ろう会及びティーミーティングを実施します。
ちばレポ(MyCityReport)による市民協働の推進	市民との協働による地域課題の解決に取り組むため、ちばレポ(MyCityReport)を運用します。

* 第 5 章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。
(①:居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策)

○地域コミュニティの維持に関する取組み (2/2)



事業名	事業概要
ちばし地域づくり大学校の運営	地域共生社会の実現に向けて、地域活動の担い手不足を解消するため、地域福祉活動・ボランティア活動に参加する人材やリーダーとして活躍できる人材の育成を目指し、ちばし地域づくり大学校を運営します。
公民館の機能拡充	地域の社会教育活動の活性化を図るため、公民館における社会教育主事有資格者の配置やオンラインを活用した主催講座を充実するほか、公民館をより身近な地域活動拠点にするため、地域課題の解決に資する講座を開催するとともに、その成果が地域に還元される仕組みづくりを進めます。
千城台南小跡施設の活用 (千城台公民館・若葉図書館の再整備)	地域の活動拠点の利便性向上を図るため、老朽化した千城台公民館及び若葉図書館の一体的な再整備を進めます。
大学との連携	学術・文化等の向上・発展、活力あるまちづくりのため、大学及び短期大学との連携・協力を推進します。

*第5章に位置付けた立地適正化計画に資する事業については、事業名の後ろに事業内容に応じて以下の番号を付けています。
(①:居住を促進する施策、②:都市機能を誘導する施策、③:主に郊外部における施策、④:都市のスポンジ化に資する施策、⑤:ネットワークを維持確保・強化する施策、⑥:防災指針に関する施策)

2 近隣自治体との連携

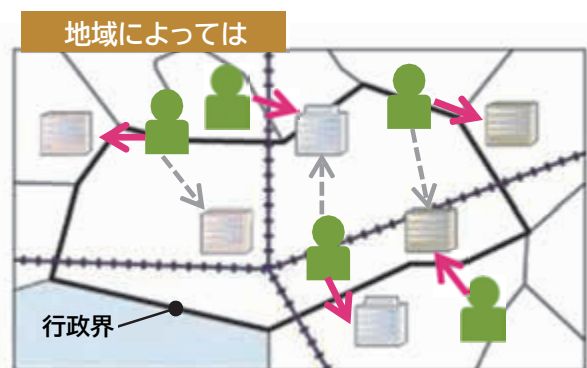
本市は千葉県の県都として、本市だけでなく近隣市町村を含んだ都市圏を形成しています。そのため都市機能のなかでも広域からの集客を見込む施設、交通ネットワークや災害時の対応などについては、本市の需要だけでなく近隣市町村の需要を考慮してその規模や立地を検討する必要があります。

また、花見川区、稲毛区や緑区など市境に沿って市外に駅が立地する地域では、実質的に市外の駅を拠点とした日常生活が営まれている場合もあります。

こうした実態を踏まえ、隣接する自治体と適宜、連携を図っていきます。

■行政界を越えた施設利用のイメージ

地域によっては、行政界を越えて一番便利な施設を利用しています。そのため、地域住民の利便性を確保するためには、近隣市との連携も含めたまちづくりが重要と考えられます。



7 第3節 目標達成に向けた評価指標の設定

ちば・まち・ビジョンの目標の達成状況を評価するため、10年先(令和14年(2032年))を見据えた評価指標を設定します。

評価指標は、都市構造(ハード)と都市空間(ソフト)の2つの視点で評価を行い、人口構造や社会情勢の変化、それに伴う上位計画や関連計画の改定などに対応するため、定期的なモニタリングを行い必要に応じて見直しを検討します。

1 都市構造に対する評価

第2章で示したちば・まち・ビジョンの目標、3つの視点から定めた都市づくり・まちづくりの目標に応じた都市構造を評価する指標を設定します。

評価指標	単位	現状値	目標値
居住促進区域内の人口密度 ※1	人/ha	90	90以上
都市の総人口に対する商業施設徒歩圏(800m)内の人口の割合 ※2	%	82.7	85以上
全交通手段のうち公共交通機関が利用される割合(公共交通機関分担率) ※3	%	30.3	35以上
全交通手段のうち徒歩、自転車が利用される割合(徒歩、自転車の分担率) ※4	%	35.3	36以上
高齢者の平日の外出率 ※5	%	68.3	70以上
緑被率 ※6	%	48.6	現状維持
世帯総数に対する徒歩圏(500m)内に公園がない住宅の割合 ※7	%	6.4	現状値以下
市民一人あたりの自動車CO2排出量 ※8	tCO2/年	0.6	0.5以下
市街化調整区域における耕作放棄地等の面積 ※9	ha	433	現状値以下
空き家率 ※10	%	3.3	現状維持
最寄り緊急避難場所までの平均距離 ※11	m	437	現状値以下

【評価指標の補足】

- ※1:国勢調査(令和 2 年(2020 年))の人口を基に、居住促進区域(第 5 章第 2 節)の面積あたりに居住する人口を地理情報システム(GIS)で算出した値となっています。
- ※2:タウンページ情報(令和 4 年(2022 年))から商業施設を抽出し、地理情報システム(GIS)で算出した商業施設から徒歩圏(800m)内の人口の全市人口に対する割合です。(商業施設は、スーパーストアとデパートを対象)
- ※3:全国都市交通特性調査(平成 27 年(2015 年)調査)における平日・全目的の代表交通手段(注)として、公共交通(鉄道・バス)を利用して移動している人の割合です。

(注)1 つの移動で複数の交通手段を利用している場合には、その中の主な交通手段を「代表交通手段」といい、集計上は、鉄道→バス→自動車→二輪車→徒歩の優先順位で集計されています。
- ※4:全国都市交通特性調査(平成 27 年(2015 年)調査)における平日・全目的の代表交通手段として、徒歩又は自転車を利用して移動している人の割合です。
- ※5:全国都市交通特性調査(平成 27 年(2015 年)調査)における高齢者の平日の外出率です。
- ※6:緑被地(樹木や草地などで覆われている土地)が市域全体に占める面積の割合です(令和 2 年(2020 年)調査)。
- ※7:住宅・土地統計調査(平成 30 年(2018 年))における最寄りの公園までの距離別の普通世帯数を基に算出した、500m 圏内に公園がない普通世帯数の割合です。
- ※8:全国道路・街路交通情勢調査(平成 27 年(2015 年))を基に算出した、一人あたりの小型車走行台キロ(注)に、ガソリン車の燃費とガソリンの単位量あたりの CO2 排出量を掛け合わせて算出しています。

(注)小型車は乗用車と小型貨物車であり、走行台キロは小型車の交通量に道路の区間延長を乗じたものです。
- ※9:都市計画基礎調査(平成 28 年(2016 年))における土地利用の種別を基に、市街化調整区域内の耕作放棄地などの面積を地理情報システム(GIS)で集計した値となっています。
- ※10:住宅・土地統計調査(平成 30 年(2018 年))による総住宅数に対するその他の空き家数(空き家のうち、賃貸や売却など目的が定まっていないもの)の割合です。
- ※11:住宅・土地統計調査(平成 30 年(2018 年))による最寄りの緊急避難場所までの距離帯別普通世帯数を基に、平均距離を算出した値となっています。

2 都市空間に対する評価

令和3年度(2021年度)に実施した市内居住者(2,400人)及び市外居住者(在勤者400人)に対するアンケート調査を基に、市民が日常生活で感じることや印象、体感や経験する頻度を都市空間の質として評価指標に設定します。

項目	評価指標	現状値	目標値	アンケートの設問内容
生活実感(市民の感じ方や印象)	自然の豊かさと魅力を感じる	66%	80%	緑は豊かに感じますか / 水辺は魅力的に感じますか
	暮らしやすさと居心地の良さを感じる	67%	80%	暮らしやすいと感じますか / お出かけしやすいと感じますか / デジタル技術を活用し、日常生活を送りやすいと感じますか / まちなかは、居心地がよく、にぎわいがあると感じますか
	安全・安心を感じる	55%	65%	災害に対して安全だと思いますか / 日常生活の安心感がありますか / 近隣の住民や地域のコミュニティとのつながりは、強いと感じますか
	千葉市に対して誇り・愛着を感じる	47%	60%	「都市の美しさや心地よさ」※1を感じる場所のおすすめ度※2 / 暮らしているエリア・最もなじみのあるエリアで想起されるイメージの多様性※3 / 暮らしているエリア・最もなじみのあるエリアで魅力的と考える資源の多様性※4
*1年間の活動有無 行動体感(体感や体験)	新しい発見や出会いに巡りあえたと思える	27%	50%	地域のボランティア活動等への参加 / まちの中で会話を楽しんだ / 地域のイベントに参加 / 学習的な要素のあるセミナーや市民講座に参加 / お寺や神社にお参り / 美術館や博物館を訪れた
	自然やまちを感じたと思える	51%	60%	街の風景をゆっくり眺めた / 公園に行き行って時間を過ごした / 海辺に行き行って時間を過ごした / 川辺で時間を過ごした / 1時間以上歩いた / 外で思い切り体を動かした

- アンケート調査はインターネット(WEB)にて実施し、各区・年代別に一定数の回答を得るようにしました。
- 各評価指標の値は、右側の関連するアンケートの各設問内容の回答結果を平均して算出した値となっています。
- 生活実感に係る設問のうち、特に注記の無い設問の値については、「そう感じる / どちらかといえばそう感じる / どちらかといえばそう感じない / そう感じない」の選択肢のうち、「そう感じる / どちらかといえばそう感じる」と回答した合計人数を回答者全体の人数で除した値となっています。
- 行動体感に係る設問の値については、「いつもあった / しばしばあった / ととききあった / ほとんどなかった」の選択肢のうち、「いつもあった / しばしばあった / ととききあった」と回答した合計人数を回答者全体の人数で除した値となっています。

※1:「都市の美しさや心地よさ」とは、表面的な美しさだけでなく、空間の質を高めることで生まれる持続可能な利便性や快適性、歩きたくなくなり暮らしたくなるような楽しさを感じられる状態のことを指します。

※2:「都市の美しさや心地よさ」を感じる場所を回答してもらった上で、その場所に対するおすすめ度を1(低い)~5(高い)の5段階で回答してもらい、おすすめ度4以上の回答件数の合計を全回答件数で除した値となっています。

※3:暮らしているエリア又は最もなじみのあるエリアにおいて想起されるイメージを回答してもらい、2つ以上が回答された回答件数の合計を全回答件数で除した値となっています。

※4:暮らしているエリア又は最もなじみのあるエリアにおいて魅力的と考える資源を回答してもらい、2か所以上が回答された回答件数の合計を全回答件数で除した値となっています。